鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇規則
鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則
「トラホーム」予防法施行細則を廃止する規則
◇告示
町等の区域の変更
国定公園の公園事業の一部決定
臨時種畜検査の実施
家畜のブルセラ病検査等の実施
牛のブルセラ病検査等の実施
土地改良事業の認可（八件）
土地改良法による換地処分
◇公安告示
風俗営業等取締法の一部を改正する法律による聴聞
◇公告
職業訓練法による技能検定の合格者
土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西尾邑次

鳥取県規則第五号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「九八、〇〇〇平方メートル」を「九八、三〇〇平方メートル」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

「トラホーム」予防法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西尾邑次

鳥取県規則第六号

「トラホーム」予防法施行細則を廃止する規則

「トラホーム」予防法施行細則（昭和十二年十一月鳥取県令第四十九号）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高草地区第九工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西尾邑次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十九年八月三十日現在の地番による。）
下段字上四反田	下段字上四反田のうち六四の一、六四の四、六五の三、六五の四、六七の三、六八の四、六八の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下段字大道端五反田	下段字大道端五反田のうち七九の一から七九の五まで、八〇の一、八〇の二、八〇の四、八〇の五、八一の一から八一の七まで、八二の一、八二の二、八二の四から八二の一〇まで、八三の二、八四、八四次一、八五、八五の一、八五の二、八六、八七、八七の一から八七の四まで、八八の一、八八の二、九一、九一の一、九二、九二の一、九三の一部、九三の一の一部、九三の三、九三の九、九三の一四、九三の一五、九三の一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	下段字上四反田六四の一、六四の四、六五の三の一部、六五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
下段字角ノ古瀬	下段字角ノ古瀬のうち一二八の一部、一二九、一二九の一、一三〇、一三一、一三一次一、一三二の一部、一三六の一の一部、一三六の二の一部、一三七の一の一部、一三七の二、一三七の三の一部、一三八の一の一部、一五三の一部、一五四の一部、一五五、一五七、一五七次一、一五八から一六〇まで、一六一の一部、一六一次一の一部及びこれらと一体をなす国有地区外の区域 下段字上四反田六五の三の一部、六五の四の一部、六七の三、六八の四、六八の六及びこれらと一体をなす国有地 下段字大道端五反田七九の一から七九の五まで、八〇の一、八〇の二、八〇の四、八〇の五、八一の一から八一の七まで、八二の一、八二の二、八二の四から八二の一〇まで、八三の二、八四、八四次一、八五、八五の一、八五の二、八六、八七、八七の一から八七の四まで、八八の一、八八

	の二、九一、九一の一、九二、九二の一、九三の一部、九三の一の一部、九三の三、九三の九、九三の一四、九三の一五、九三の一六の一部及びこれらと一体をなす国有地 下段字前田一九一の五の一部 下段字下拝殿二一〇の一の一部、二一〇の二の一部、二一一の一部及びこれらと一体をなす国有地
下段字前田	下段字前田のうち一九一の三、一九一の五、一九一の六の一部、一九八の一部、二〇〇の一部、二〇〇の一、二〇一の一、二〇一の三、二〇一の四、二〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七七の一、一七八と一体をなす国有地の一部以外の区域 下段字畑ケ田二八八の一部、二九一の一部、二九二の一部、二九三から二九五まで、二九五の一、二九五の二、二九六から二九八までの一部、二九八の一及びこれらと一体をなす国有地 下段字下堂前二九九の二の一部、三〇七の一の一部、三〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地
下段字下拝殿	下段字下拝殿のうち二〇六の一の一部、二〇六次一、二〇七の一部、二〇七次一、二一〇の一の一部、二一〇の二の一部、二一一、二一二、二一三の一、二一三の二、二一四から二一七まで、二一八の一から二一八の三まで、二一九、二一九内第一、二二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下段字角ノ古瀬一三六の一の一部、一三六の二の一部、一三七の一の一部、一三七の二、一三七の三の一部、一三八の一の一部、一五三の一部、一五四の一部、一五五、一五七、一五七次一、一五八から一六〇まで、一六一の一部、一六一次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 下段字前田一九一の三、一九一の五の一部
下段字上拝殿	下段字上拝殿のうち二三六の三、二三六の四、二三六の六、二三六の七、二三七の一、二三七の四、二三八の三、二四

	〇の三、二四〇の四、二四二の三、二四二次一、二四三の一、二四三の三、二四四の一、二四四次一及びこれらと一体をなす国有地並びに二四七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 下段字角ノ古瀬一二八の一部、一二九、一二九の一、一三〇、一三一、一三一次一、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下段字下拝殿二〇六の一の一部、二〇六次一、二〇七の一部、二〇七次一、二一〇の一の一部、二一一の一部、二一二、二一三の一、二一三の二、二一四から二一七まで、二一八の一から二一八の三まで、二一九、二一九内第一、二二〇及びこれらと一体をなす国有地
下段字畑ケ田	下段字畑ケ田のうち二七七次一の一部、二七八の一部、二七九の一部、二八〇の一から二八〇の四まで、二八一から二八三までの一部、二八八の一部、二九一の一部、二九二の一部、二九三から二九五まで、二九五の一、二九五の二、二九六の一部、二九七の一部、二九八、二九八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二六九と一体をなす国有地の一部以外の区域 下段字前田一九一の六の一部、一九八の一部、二〇〇の一部、二〇〇の一、二〇一の一、二〇一の三、二〇一の四、二〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 下段字上拝殿二三六の三、二三六の四、二三六の六、二三六の七、二三七の一、二三七の四、二三八の三、二四〇の三、二四〇の四、二四二の三、二四二次一、二四三の一、二四三の三、二四四の一、二四四次一及びこれらと一体をなす国有地並びに二四七の二と一体をなす国有地の一部 下段字下堂前三〇八の一部、三〇八次一、三一二の一部、三一三の一、三一三の二の一部、三一三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 下段字上堂前三一四の一の一部、三二六の一から三二六の三までの一部、三二七の一の一部、三二七の三から三二七

	の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地
下段字下堂前	下段字下堂前のうち二九九の二の一部、三〇四の一部、三〇五の二の一部、三〇七の一の一部、三〇八の一部、三〇八次一、三一〇の一部、三一一の一の一部、三一一の二の一部、三一二の一部、三一三の一から三一三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下段字前田一七七の一、一七八と一体をなす国有地の一部 下段字畑ケ田二九六の一部、二九八の一部 下段字上堂前三一四の一の一部、三一四の二の一部、三一九の一の一部、三一九の二、三一九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二〇の二と一体をなす国有地の一部 下段字上土居四七五次一及びこれと一体をなす国有地
下段字上堂前	下段字上堂前のうち三一四の一の一部、三一四の二の一部、三一九の一の一部、三一九の二、三一九の三の一部、三二六の一から三二六の三までの一部、三二七の一の一部、三二七の三から三二七の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 下段字畑ケ田二七七次一の一部、二七八の一部、二七九の一部、二八〇の一から二八〇の四まで、二八一から二八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六九と一体をなす国有地の一部 下段字下堂前三〇四の一部、三〇五の二の一部、三一〇の一部、三一一の一の一部、三一一の二の一部、三一三の二の一部、三一三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 上段字下拝殿二五三の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二五三と一体をなす国有地の一部
下段字上土居	下段字上土居のうち四七五次一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
上段字下拝殿	上段字下拝殿のうち二五三の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二五三と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百九十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、比婆道後帝釈国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び日南町役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

事業の種類	路線名	区間
道路（歩道）	竹崎五木線	起点　日野郡日南町（上萩山・国定公園境界） 終点　〃（船通山山頂）

鳥取県告示第二百九十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規

則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

検査期日	検査場所	家畜の種類
昭和六十年四月十二日午後一時から	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県種畜場	牛

鳥取県告示第二百九十八号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、馬伝染性貧血検査及び炭疽予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査又は注射を受けることを命ずる。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆病、馬伝染性貧血及び炭疽予防のため。

二　実施する区域

県下全域

三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1　ブルセラ病検査及び結核病検査

(一)　次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの、及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、倉吉市、福部村、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、鹿野町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碕町、名和町、中山町、日南町、日野町及び江府町の区域

(二)　次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

米子市、境港市、国府町、岩美町、船岡町、河原町、青谷町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

(三)　(一)及び(二)以外の牛で昭和六十年四月一日以降放牧しようとするもの

2　ニューカッスル病検査

鶏

3　ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4　腐蛆病検査

みつばち

5　馬伝染性貧血検査

馬

6　炭疽予防注射

昭和六十年四月一日以降放牧しようとする牛

四　実施の期日

昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで

五　検査又は注射の方法

1　ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2　結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

3　ニューカッスル病検査

臨床検査及びＨＩ抗体検査

4　ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

5　マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

6　腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

7　馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

8　炭疽予防注射

炭疽予防液皮下注射

鳥取県告示第二百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

二　実施する区域

県下全域

三　実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

四　実施の期日

昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで

五　検査の方法

1　ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2　結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業北条（国坂浜）地区農道整備）を昭和六十年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）坂長地区暗きよ排水）を昭和六十年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、福部村が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）高江地区農業用用排水と暗きよ排水を一体としたもの）昭和六十年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業岡井、梶掛線地区農道整備）を昭和六十年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業雲龍寺線地区農道整備）を昭和六十年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、船岡町、河原町及び郡家町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）新庄地区農用地造成）を昭和六十年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）先城地区農用地造成）を昭和六十年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）国安地区区画整理）を昭和六十年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る高草地区第九工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項の規定により告示する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県公安委員会委員長　秋　久　　勲

一　聴聞の期日及び場所

昭和六十年三月二十七日　午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地　鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二　被聴聞者の住所及び名称

米子市朝日町四九番地一

株式会社青雲

公　告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した昭和59年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和60年3月19日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一級技能検定合格者

金型製作

谷　口　勇　美

油圧装置調整

狩　野　　栄　　尾　崎　裕　幸

メリヤス縫製

三　島　義　博　　生　田　一　樹　　鎌　谷　宗　高

配管

米　山　　保　　二　宮　　哲　　足　立　潤一郎

井　上　久　雄　　宇　山　道　有　　河　田　恵　弘

山　本　　栄　　植　谷　俊　和　　田　澤　正　造

梅　原　理　敬　　松　岡　賢　一

かわらぶき

松　尾　君　寿　　太　田　豊　秋　　福　谷　直　美

鈴　木　　博　　古　田　富　男　　西　尾　　正

高　木　宣　弘

型枠施工

石　原　和　也　　伊　勢　　豊

鉄筋組立て

宮　原　正　義　　杉　浦　　勉

ガラス施工

宇佐美　一　夫　　岡　本　芳　夫　　谷　口　龍之介

農業機械整備

植　田　　孜　　中　村　禎　男　　中　嶋　義　晴

山本元市　山本　哲　増田　哲
村田　仁　加藤正紀　井上修嗣
斉木茂美　竹中　毅　三谷朝義
福間章夫

紳士服製造

平野恭一　寺垣繁治　奥平正広
田口定美　竹内　茂　田中伸一
上村光好　西垣青典　広島正康
中川隆喜　堀内　進　中谷明広
仲野優一

和裁

高橋智恵

建築大工

岩井定美　小林新治　小林幸人
亀家佑司　竹内正信　森田行正
小林武彦　尾崎寛治　桑本義雄
高見克巳　坂田直保　宇田川好美
国森康司　岩間正征　山本正夫
小林　博　加藤英之　藤野浩昭
橋　保利　平尾睦夫　鹿田照道
長石国雄　畑　重義　山下勝彦
田上義徳　横山　弘　河原勝昭
田中信二　松田和夫　長野芳和
妹尾重美　小谷和弘　蔵光聖美

塗装

山口信昭　坪田共生　岩本国義
福田秀治

洋菓子製造

山根一博　桂　剛一

厨（ちゅう）房設備施工

森下洋至　渡部宏明

印章彫刻

森田勝憲　吉村直道　植田正光
白根義治　笹鹿克美　備本二郎
藤森昇一　木下修次　植田京子
丸畑恵美子

単一等級技能検定合格者

バルコニー施工

中村一仁　中村一郎　山本信司
菅村憲章　中村　俊　岩崎康成
松尾忠良　坂本俊男　宮本一男
森井　茂　田渕　博　矢芝義博
松本正行　山本規寿　田中新一
岡野文雄　花木栄一　加藤照夫
米本静雄　河本貴志　小池広道
池田　新　中尾二郎　山本裕資
本山順道　森　泰章　長谷川一幸
浜野昭広　米田貞光　生田　実

林　篤伸　伊藤照秋・西村正敏
大床嘉則　門脇弘幸　小林幹雄
杉政　進　中林正幸　森田千代永
渡辺哲夫　福間健二　森川　潔
足立文雄　井上　勇　小原敬貴
竹安正三　佐々木　裕

二級技能検定合格者

金型製作

新田晴美

機械検査

安戸洋志　中田博美　杉原　博
寺田一成

油圧装置調整

中島　正

冷凍空気調和機器施工

浜田清彦　畑　幸彦　高橋　昇

メリヤス縫製

都宮和美　浅井節子　大坪一代
小林とめよ　橋本良枝　安住美代子
岡本俊栄　福山　薫　盛田スミ子
尾高溢子　山野まり子　藤原信子
柿田すみ江　高橋芳恵　西本初江
矢部広子　田中妙子　金村美佐子
福島糸子　和田待子　松本美恵子

福田幸男

配管

坂口　実　黒田保徳　西根　優
山田雅文　石賀　進　前田英昭
大脇好史　足羽　豊　山川四郎
原　昌利　安住国人　会見通眺
宮川洋一　亀尾　勝　足立　均
生田真一　斉木　成　山根富士男
西尾正義　橋浦郷司　野中吉夫
川上英行　伊井野　正　高垣博孝
沢住茂夫　西尾勝博　中瀬定光
小川紀久生　山下好雄

型枠施工

後藤年延　秋田幸雄

ガラス施工

佐伯寿延　八幡雅夫

さく井

豊田喜雄　市澤伸之　鎌田素行
西本研一　栗原伸章　横木三郎
高橋典裕

農業機械整備

吉田敏郎　山根健治　足立公司
森本　勉　川戸　賢　岡田　勲
竹内　浩　加島誠一　川下裕之

福田健吾　岡村満裕　中島天津司
岸本隆則　谷長潔　森本和雅
堀川美俊　村上忠信　中本裕昭
中村数秋　杉村貞夫　鹿嶋道夫
大森正文　松葉健次　三船馨
船越信行　後川明仁　足立豊
財賀勉

紳士服製造

中原貞善　三橋敏実　前田武
草刈良雄　梶田俊次　忠岡時雄
前田義行　谷尾伸行

和裁

竹内あや子　田村富美子　橋本洋子
栗田素子　保坂恵美　森本あけみ
糸原久恵

建築大工

岡村哲三　小山和義　沢田勇
徳山二実男　山下宗広　山下勝彦
松本仁志　宮坂高二　牧田年弘
宇佐美広寿　中原順一郎　小椋正巳

機械製図

小早川隆志　上田伸治

塗装

村中信朗　福田政巳

鍛造

谷本正晴　太田敏彰　飛田雅人
尾坂克文　酢山克彦　川上功

木工機械整備

石井導夫

洋菓子製造

千谷和子

電気製図

森原友晃

機械加工

湯川政昭

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和60年３月19日

鳥取県収用委員会会長　山桝博

1　起業者の名称
米子市

2　事業の種類
米子境港都市計画道路事業３―４―20　車尾日久美町線

3　収用の裁決手続に係る土地並びに土地所有者及び関係人

土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
所在	地番	地目		全筆の地積（㎡）		収用の裁決手続に係る部分の面積（㎡）	氏名	住所	氏名	住所
		土地登記簿上のもの	現況	土地登記簿上のもの	実測					
米子市車尾字前田走り上	259-1	宅地	宅地	108.59	116.81	116.81	船本昌信	米子市車尾259-1	なし	
同上	260-3	宅地	宅地	9.91	12.71	12.71				